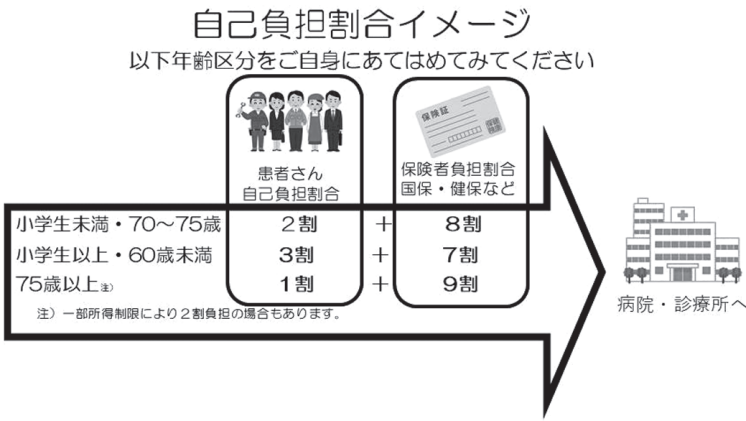


診療報酬及び
介護報酬の改定について

医療機関で医療行為（診察、治療、処方など）を受けた際に、その対価として医療機関に支払われる費用が「診療報酬」です。診療報酬は、厚生労働大臣によって医療行為の項目ごとに細



かく点数が定められており、その点数に基づいて医療費が計算されます。

診療報酬は医療の進歩や日本の経済状況などを踏まえ通常2年に1度見直しが行われており、令和6年6月1日から見直し（診療報酬改定）が行われます。

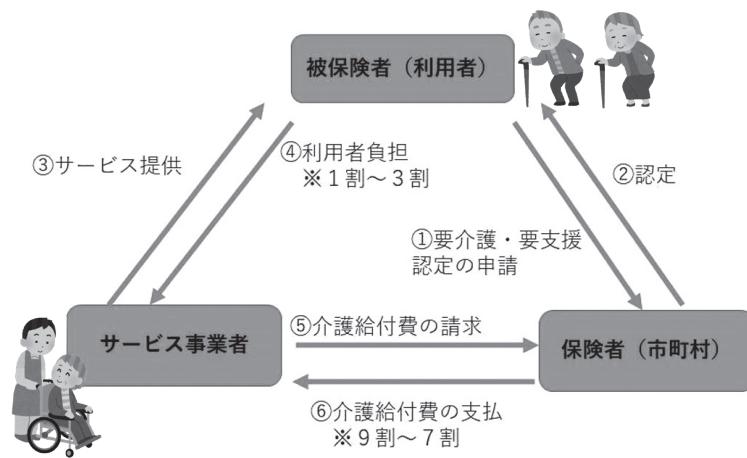
現在の医療を取り巻く環境に、少子高齢化に伴う人口構造の変化があります。社会全体における高齢者の割合が増加するとともに、社会の担い手となる現役世代の割合は急速に減少していくことが予測されます。

国では医療費の増大を抑えるための議論が行われています。私たち一人ひとりができることは病気を早期に発見・治療することです。定期的に健診や人間ドックを受診し、体に異変を感じたら早めに病院にかかるなど、日頃から健康への意識を高めましょう。

また、今年度は介護報酬についても改定が行われます。

介護報酬とはおおまかにいうと「介護サービスの価格」のことで、介護報酬も診療報酬と同様に

厚生労働大臣によって基準が定められています。サービスにかかる費用のうち、利用者が1/3割（所得に応じて割合が変動）を支払い、残りは保険でまかなう仕組みです。



今後も智頭病院では、利用者の皆さんによりよいサービスを提供できるよう行政・医療・介護と連携して努めてまいります。

<智頭病院健診センター>令和6年度の住民検診を実施します！

今年度も特定健診・後期高齢者健診・胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・肝炎ウイルス各検査の住民検診を実施します。

当センターでは、特定健診・後期高齢者健診と各種がん検診を同日に受ける事ができます。今年も智頭病院健診センターは住民の皆さんの健康づくりを応援しています。

※申込み開始は6月3日（月）です

※申込み方法については折込みの案内をご覧ください

【問合せ先】智頭病院健診センター ☎75-3218（午後1時～5時）